高収益作物次期作支援交付金実施要領（抜粋）

令和２年４月30 日２生産第212 号

一部改正 令和２年６月23 日２生産第523 号

農林水産省生産局長

（別表１：要綱第４の２の（１）関係）

高収益作物次期作支援交付金の取組項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組類型 | 取組項目 | 導入面積の考え方 |
| ア 生産・流通コストの削減に資する取組 | ①機械化体系の導入※購入、レンタル、リース（いずれも可） | 導入機械の利用面積 |
| ②集出荷経費の削減に資する資材の導入（大型コンテナ、通い容器等の導 入） | 利用する品目の作付面積 |
| イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する 取組 | ③品目・品種等の導入（栽培技術の転換等） | 作付面積 |
| ④肥料・農薬等の導入（転換に必要な資材導入等） | 取組実施面積（資材の導入面積） |
| ⑤かん水設備等の導入（品質向上に必要な機器等の 導入） | 取組実施面積 |
| ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 | ⑥土壌改良・排水対策の実施（作柄安定に資する対策の実 施等） | 取組実施面積 |
| ⑦被害防止技術の導入（作柄安定に資する資材等） | 取組実施面積（資材又は機器の導入 面積） |
| エ 作業環境の改善に資する取組 | ⑧ | １労働安全確認事項の実施（講習会の受講等） | 取組実施面積 |
| ２農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・ 軽労化対策の導入 | 取組実施面積 |
| オ 事業継続計画の策定の取組 | ３事業継続計画の策定等 | 取組実施面積 |

※注意事項
・５万円／１０ａは①から⑧の取組項目から２つを選択する。
・２５万円／１０ａ（高集約型経営である施設園芸のうち、施設果樹等）は①から⑦の取組項目から２つを選択する。

・８０万円／１０ａ（高集約型経営である施設園芸のうち、施設花き等）は①から⑦の取組項目から２つを選択する。ただしイの③の取組が必須。

（別表２：要綱第４の２の（２）関係）

高収益作物次期作支援交付金の取組項目（２万円／１０ａ用）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組類型 | 取組項目 | 導入面積の考え方 |
| ア 新たに直販等を行うためのHP等の環境整備 | ①新規契約の締結 | 新規契約面積 |
| ②追加契約の締結 | 追加契約面積 |
| ③需要開拓による販路の変更 | 取引成立面積 |
| イ 新品種・新技術導入等に向けた取組 | ①都道府県知事が定める新品種の導入 | 導入面積 |
| ②都道府県知事が定める新技術の導入 |
| ウ 海外の残留農薬基準への対応又は有機農業、GAP等の取組 | ①残留農薬基準等への対応 | 取組面積 |
| ②有機農業の認証取得に向けた取組 | 取組面積 |
| ③GAPの認証取得に向けた取組 | 取組面積 |
| ④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組 | 取組面積 |

（注）取組類型イに掲げる取組項目については、その取組を実施する取組実施者にとって

新たな品種または技術を導入することとする。